

≪介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について≫

特定処遇改善加算は介護職員の定着化を目的に、令和元年10月に創設され、介護職員の技能・経験・勤続年数等を基準に更なる処遇向上を目指した制度です。加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページへの掲載等により公表することが求められていることから、以下のとおり公表いたします。

1. 事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

全事業が介護処遇改善加算の現行加算（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算(以下、特定加算)を取得しています。

事業所名	サービス名	区分
介護老人保健施設おひさま園	介護老人福祉施設	特定加算Ⅰ
介護老人保健施設おひさま園	(介護予防)短期入所生活介護	特定加算Ⅰ
介護老人保健施設おひさま園	通所介護	特定加算Ⅰ
医療法人 清水会訪問介護センター	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	特定加算Ⅰ
鶴見緑地病院 通所リハビリテーションセンター	介護老人福祉施設	特定加算Ⅰ
鶴見緑地病院 橋波リハビリセンター	(介護予防)短期入所生活介護	特定加算Ⅱ
鶴見緑地病院 橋波リハビリセンター	介護老人福祉施設	特定加算Ⅱ

2. 職場環境等要件について/当グループでは職場環境に関わる以下の取り組みを行っております。

分類	内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
その他	非正規職員から正規職員への転換